

昭和49年8月19日

通商産業局商工部流通消費課長 殿

通商産業省産業政策局消費経済課長

冠婚葬祭互助会事業者の法人化に係る経理処理等について

かねてより、懸案となっておりました冠婚葬祭互助会事業者の法人化に係る経理処理等については、国税庁との間で下記のとおり了解に達しましたので、各冠婚葬祭互助会事業者に対する指導方お願いします。

記

1. 任意団体であって繰越欠損金の存在する冠婚葬祭互助会事業者が営業の全部を譲渡することにより法人化する場合は、譲渡人が既往に支出した募集費のうち、未施行口に係る募集費相当額を前払費用として計上することができるものとする。
2. 上記1の経理処理を行った場合には、施行時にその施行口に対応する前払費用を償却するものとし、今後の契約に係る募集費の経理処理についても同一の方法により継続して適用するものとする。
3. 上記1の経理処理を行って、なおその受入資産の合計額が受入れ負債の合計額に達しない場合にも、原則としてその達しない金額について営業権の計上を

行うことは認めない。ただし、特に将来の超過収益力が認められるときに限って、個別に国税庁と通商産業省との間で協議のうえ計上を認めることはあり得る。

4. 営業の譲渡に際して譲渡人に生じた譲渡益については非課税となる。
5. 任意団体であって繰越欠損金が存在しない場合、又は既に法人組織により冠婚葬祭互助会事業を行っている場合における募集費の処理については、その支出時に損金算入するか前払費用として計上するかは継続適用を条件としてそのいずれの方法によっても処理することができるものとする。